

監 査 結 果 公 告

地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４２条第１項の規定に基づく監査請求について、監査を行ったので、同条第４項の規定により、その結果（令和２年３月５日付けで請求人に通知）を次のとおり公表します。

令和２年３月３１日

奈良県監査委員	斎 藤 信一郎
同	森 田 康 文
同	西 川 均
同	和 田 恵 治

第１ 監査の請求

１ 請求人

住所 生駒市あすか野北３－１－３

氏名 阪口 保

住所 生駒市あすか野北３－８－１０

氏名 尾野田 理

住所 生駒市高山町８７９９

氏名 松山 治幸

住所 生駒市壱分町６０７－１３

氏名 坂本 剛伸

住所 生駒市東生駒２丁目２０７－１ コートＢ７

氏名 坂東 順三

住所 生駒市西旭ヶ丘１２－６７

氏名 福田 定夫

２ 請求書の提出日

令和２年１月６日

３ 請求の要旨

監査請求書及び請求人の陳述の内容から、請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

(１) 措置要求事項

ア 投票行動を通じた地方政治調査業務は、奈良県の投票率の向上と奈良県の地方政治の活性化に繋がらず、目的外の支出である。不当な公金の支出に該当す

ることから、本事案の支出の差し止めを求める。

イ 調査の中止と回収した質問票の廃棄を求める。

ウ 政治意識調査以降の事業についての中止を求める。

(2) 請求の理由

ア 奈良県地域振興部市町村振興課名を記載し、行政の要請を全面に出す事や葉書による督促状兼お礼状を出し、断りにくい客観的状况を作り出している。

やむなく、調査対象者は、日本国憲法（昭和21年憲法。以下「憲法」という。）で保障されている「投票の秘密」や「思想及び良心の自由」を侵害され、アンケートに協力しているといえる。

イ 本事案の委託仕様書と委託契約書には、アンケートの回答の送付と回収業務を分離するとの記載がない。個人情報はどこで、どのように漏洩されるか予見不能である。

ウ 調査対象者は市町村の人口に比例し、各市町村に割り振られており、学歴、年収等を地域別に集計するかもしれない。

地域別に学歴、年収等を調査し、公表することで学歴信仰を助長することや、地域に対する偏見を生む可能性がある。実際、学歴による差別が現存している事実がある。

エ Q11-1及び11-2の奈良県知事選挙に関する質問は、憲法第15条第4項「すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない」及び第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第52条「何人も、選挙人の投票した被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称を陳述する義務はない。」に抵触し、違法である。

オ Q13について、選択肢に国のことや権力的な立場にいる知事の人気度の強要につながるものがあり、また、あなたのお住まいの市町村長や大阪都構想という選択肢については、それぞれの自治体の有権者に任せるべき事柄であり、全ての質問に瑕疵がある。

カ Q 3 4 について、請願書の署名、デモや集会への参加に関する質問は、憲法第 1 9 条「思想及び良心の自由」に抵触し、違法である。また、デモや集会に参加したか否かの質問は、調査対象者が特に不利益を被る可能性がある。

キ Q 1 2 - 1 及び 1 2 - 2 の奈良県議会議員選挙に関する質問は、憲法第 2 1 条では「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。2 検閲は、これをしてはならない。」と定められており、行政が議員の政治活動を調査、分析し、公表することが正しいとはいえない。公表の如何によっては、今後の選挙での住民の投票行動にも影響を与えることとなる。今回の政治意識調査は、行政の議員に対する露骨な政治介入だと捉えられても不自然ではない。

ク 憲法第 9 2 条及び第 9 3 条第 2 項、法第 1 7 条並びに奈良県議会基本条例（平成 2 2 年奈良県条例第 1 3 号）第 1 3 条は、地方公共団体の長と議会の関係を示した法的根拠である。法解釈では、現行の地方自治の制度は、首長と地方議会という二つの代表を直接選挙で選ぶ二元代表制をとっている。首長と議会是对等の機関であり、議会は知事等の事務の執行が適正かつ公平に行われているか監視する役割を担っているが、対等な立場であるにもかかわらず、知事が議員の政治活動を評価するとなると憲法第 9 2 条及び第 9 3 条第 2 項、法第 1 7 条並びに奈良県議会基本条例第 1 3 条に抵触する。

ケ 令和元年 6 月定例議会に提出された予定議案に記載されていないものが現行の事業に含まれており、議会をないがしろにしたものである。

コ 議会は、補正予算で投票行動分析を通じた地方政治研究事業 1, 500 万円を承認したが、政治意識調査の内容の違法性までも承認したものではない。

4 請求人から提出された事実証明書

- (1) 投票行動を通じた地方政治調査業務委託契約書
- (2) 投票行動を通じた地方政治調査業務委託仕様書
- (3) 「2 0 1 9 年奈良県内における政治意識調査」ご協力をお願い
- (4) 市長名と調査対象者数の一覧表
- (5) 奈良県議会基本条例

- (6) 令和元年 6 月定例議会提出予定議案抜粋
- (7) 投票行動分析を通じた地方政治研究事業
- (8) 投票行動分析を通じた地方政治研究事業資料 1

第 2 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

令和 2 年 1 月 3 1 日、法第 2 4 2 条第 6 項の規定により、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

これに対し、請求人から請求内容の陳述があった。

2 監査対象事項

請求書の記載事項及び請求人の陳述内容を踏まえ、請求人が不当な公金の支出とする投票行動を通じた地方政治調査業務委託（以下「本件業務委託」という。）の契約に係る 7, 150, 000 円を監査の対象とした。なお、令和 2 年度の事業については、既に中止を表明していることなどから、令和元年度に実施する本件業務委託を監査対象とした。

3 監査対象部局

地域振興部

4 監査対象部局から提出を受けた監査資料及び監査対象部局の説明の内容等

監査対象部局に対して、監査資料の提出を求めるとともに、令和 2 年 2 月 1 2 日に説明を聴取するなどした。

監査対象部局から提出を受けた監査資料及び監査対象部局の説明の内容等は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件業務委託契約の概要

本件業務委託契約の概要は、次のとおりである。

ア 契 約 日：令和元年 8 月 2 8 日

イ 委託期間：令和元年８月２８日から令和２年３月２５日まで

ウ 受託事業者：(株)サーベイリサーチセンター大阪事務所

エ 契約額：7,150,000円

オ 具体的な契約内容

(ア) アンケート調査の実施

a 郵送調査の実施

(i) 県内在住の有権者２０００人を対象として、選挙人名簿から無作為で抽出する。

(ii) 郵送調査を実施する。

b 調査票の作成、印刷、発送及び回収

(i) 有識者が検討する質問項目をもとに、調査票を作成する。

(ii) 調査対象者には葉書による督促状兼お礼状を送付する。

(iii) 調査返信先は、受託者宛とする。

c 有識者との連携

(i) 業務の実施に当たっては、委託者が提示する有識者（大学教員）の監修を受けることとし、監修に要する費用（謝金・旅費等）が発生する場合は受託者の負担とする。

(イ) 調査結果の入力・集計及び報告書の作成

a 調査結果の入力・集計（単純集計及びクロス集計）を行い、集計表を作成すること。

b 県内有権者の特徴等の分析は、有識者が実施するので、その実施結果を盛り込んだ報告書を作成すること。

c 以下の成果品を下記期限までに委託者に提出すること。

(i) 単純集計表 令和元年１１月２９日（監査対象部局の指示により提出期限を令和元年１２月２５日まで後日延長）

(ii) クロス集計表 令和元年１２月２５日

(iii) 報告書 令和２年３月２５日

(ウ) 調査票の取扱い

- a 業務完了後、可及的速やかに調査対象者名簿等の個人情報（紙、電子データの全て）を破棄し、又は消去し、復元できないように処理し、廃棄・消去証明書を提出すること。
- b 業務完了後、回収済みの調査票等は、委託者の指示に従い適正に処分すること。

(2) 本件業務委託の目的

地方分権が進む中、地方が自らの裁量で行政を進めることができる領域が拡大している一方で、地域差も大きくなっているのが地方分権の現状である。

その地域差が生まれる要因の一つに「地方政治」のあり方が関係しているのではないかと、地方政治のパフォーマンスを上げると地域の活性化に繋がるのではないかと、全国的に見ても非常に悪い状況にある県内市町村の財政の改善にも繋がるのではないかと考えたのが、この事業を始めたきっかけである。

本件アンケート調査は、地方政治を研究する手法の一つとしてアンケート調査を実施し、県民の投票行動、政治意識等を分析することにより、県民の政治意識の所在を明らかにし、奈良県の地方政治への県民意識を理論的に整理することで、今後の地域の活性化に繋がる施策の方向性の確認や体系化に役立つ基礎的なデータとすることを目的としている。

(3) 本件業務委託の必要性

これまで、制度面ではなく意識面からアプローチしたような、地方政治に関するアカデミックな調査・研究事例がほとんどない。

少なくとも奈良県に関してこのような研究事例がない中で、地方政治を研究する手法の一つとしてアンケート調査を実施し、県民の投票行動、政治意識等を分析することで、県民の政治意識の所在を明らかにし、奈良県の地方政治への県民意識を理論的に整理することで、今後の地域の活性化に繋がる施策の方向性の確認や県政をより良くするための研究の基礎資料として必要と考えている。

(4) 本件業務委託をすることの妥当性

本件業務委託は県内在住の有権者の特徴を導き出す調査であり、有権者の深層

心理を引き出す工夫、回答率を高める方策等、統計学の知識が必要な専門性の高い業務である。

したがって、調査の実施に当たって、県が直接実施するのではなく、統計調査について専門知識を有する者に委託することが妥当である。

なお、本件業務委託契約では、プロポーザル方式による業者選定を実施しており、投票行動を通じた地方政治調査業務委託事業者募集要項の3. 参加資格の(14)において、「統計調査士、専門統計調査士、専門社会調査士のいずれかの資格を有する者が本件業務を担当すること」とし、統計調査士等の資格を持っていることを参加資格の条件としている。

また、同募集要項の5. 委託事業者の選定(1)業務提案書等の評価における「評価項目及び配点」において、「評価項目」に「業務遂行能力」を設け、「本件調査目的に鑑み、有権者の真意を引き出す工夫について、具体的かつ有効な提案はされているか」及び「回答率を高めるための具体的かつ有効な提案はされているか」の2点について審査項目を設定している。

(5) 監査対象事項に関する請求人の主張に対する監査対象部局の説明

ア 本件アンケート調査の目的である「本県の投票率の向上と地方政治の活性化」に直接関係しない質問項目が数多くあり、目的に繋がっていないという主張に対する監査対象部局の説明

質問項目の設定や分析については、高度な専門性を持った政治学者の方々にお願いしており、それぞれの質問項目同士を関連付けて分析することにより、分析結果が有意義なものとなるよう設計されている。

本件アンケート調査は、いくつかの無関係に見える質問を組み合わせることによって、有権者の意見のパターンや認知の枠組みを発見するという手法を用いた調査であり、1つ1つの質問自体のみならず、質問項目が相互に関連して全体を構成しているという説明を有識者から受けている。

なお、当該アンケート結果については、有識者が分析を行うとともに、有識者の監修を受けて、委託業者がその内容を取り纏めることとしている。

本件アンケート調査の結果は、個々の行政施策に直接反映させることはないが、この調査で得られた客観的な指標やデータは、県政をより良くするための

研究の基礎資料として活用していくものであり、大変意義のある県民の共有財産となると認識している。

イ 行政の要請を全面に出す事や葉書による督促状兼お礼状の送付により、断りにくい客観的状況を作りだしている、やむなく調査対象者は憲法で保障されている「投票の秘密」や「思想及び良心の自由」を侵害され、アンケートに協力しているといえるという主張に対する監査対象部局の説明

行政の要請を全面に出す事や督促状兼お礼状の送付により、断りにくい客観的事実を作り出していると主張しているが、請求人の憶測に過ぎない。

請求人のいう「督促状兼お礼状」は、「２０１９年奈良県内における政治意識調査ご協力のお願いとお知らせ」という表題で、アンケートを送付した全ての方に送付したものと思われる。その文面は「奈良県では、奈良県の有権者の皆様に投票行動や政治意識等を伺い、奈良県の地方政治の活性化につなげるため、「２０１９年奈良県内における政治意識調査」の調査票を発送いたしました。御多忙中にもかかわらず、アンケートに御協力いただき、ありがとうございました。まだ、調査票がお手元にある場合には、誠に恐縮ですが、１１月８日（金）までに同封の返信用封筒（切手不要）にて御返送いただきますようお願いいたします。ご不明な点等ございましたら、お手数ですが委託先である下記までご連絡をお願いいたします。」というもので、回答の協力をお願いしているものである。このような文書の送付は、他のアンケート調査でも回答率を高めるための工夫として、通常、実施されているものである。

また、アンケート調査票の表紙には「ご協力のお願い」と明記するとともに、表紙裏の「よくあるご質問と回答」において、「どうしてもご回答いただけない質問については「言いたくない」をご回答の上、次の質問へとお進みください。「言いたくない」ともご回答できない場合は、何も記入せず、次へとお進みください」と記載しており、アンケート自体、回答は任意であることを説明している。

このように行政の要請を全面に出す事などにより断りにくい客観的状況を作りだしたという事実は全くない。

ウ 本件アンケート調査の質問項目に係る(ア)から(オ)の主張に対する監査対象部局の説明

(ア) 本件アンケート調査のＱ３、Ｑ１１－１、Ｑ１１－２、Ｑ１３、Ｑ３４の質問は、調査対象者への基本的人権の侵害に当たる。

(イ) Ｑ３について、地域別に学歴等を調査し、公表することで学歴信仰を助長したり、地域に対する偏見を生む可能性がある。実際、学歴による差別が現存している事実がある。

(ウ) Ｑ１１－１及びＱ１１－２について、憲法第１５条第４項及び第１９条、公職選挙法第５２条に抵触し、違法である。

(エ) Ｑ１３について、本県と関係しない質問項目であり、質問に瑕疵がある。

(オ) Ｑ３４について、憲法第１９条に抵触し、違法である。また、デモや集会に参加したか否かの質問は、調査対象者が特に不利益を被る可能性がある質問である。

(ア)、(ウ)、(オ)の主張について、アンケート調査票の表紙には「ご協力をお願い」と明記している。また、表紙裏の「よくあるご質問と回答」において、「どうしてもご回答いただけない質問については「言いたくない」をご回答の上、次の質問へとお進みください。「言いたくない」ともご回答できない場合は、何も記入せず、次へとお進みください」と記載しており、アンケート自体、回答は任意であることを説明している。

また、アンケート調査票は無記名であり、返信用封筒にも返信者氏名の記入を求めておらず、さらに、アンケート調査票や返信用封筒への符番など個人を特定するようなことは一切していない。このように誰が回答したのか分からない形で実施したものであり、思想及び良心の自由、投票の秘密ほか、基本的人権を侵害してはいない。

(イ)の主張について、奈良県全体の地方政治における県民の投票行動、政治意識の傾向を分析することが目的であり、調査項目の設定や分析は専門家に依頼したもので、それぞれの設問同士を関連付けて分析することにより、分析結果が有意義なものとなるように設計されている。なお、地域別の学歴の調査結果は公表しない。

(エ)の主張について、質問項目の設定や分析については、高度な専門性を持つ

た政治学者の方々にお願いしており、それぞれの質問項目同士を関連付けて分析することにより、分析結果が有意義なものとなるよう設計されている。本件アンケート調査は、いくつかの無関係に見える質問を組み合わせることによって、有権者の意見のパターンや認知の枠組みを発見するという手法を用いた調査であり、1つ1つの質問自体のみならず、質問項目が相互に関連して全体を構成しているという説明を政治学者から受けている。

エ 本件アンケート調査のQ12-1及びQ12-2の質問に係る(ア)から(ウ)の主張に対する監査対象部局の説明

(ア) 選挙候補者への政治活動の自由の侵害に当たる質問である。

(イ) 行政が、議員の政治活動を調査・分析し、公表することが正しいとはいえない。公表の如何によっては、今後の選挙での住民の投票行動にも影響を与えることとなる。

(ウ) 今回の政治意識調査は、行政の議員に対する露骨な政治介入だと捉えられても不自然ではない。

(ア)の主張について、請求人の「選挙候補者への政治活動の自由の侵害に当たる質問である。」という主張の根拠が示されていない。Q12-1及びQ12-2の質問は有権者の意識を調査するものであって、選挙候補者の政治活動の自由に影響を及ぼすものとは到底考えられない。

(イ)の主張について、本件アンケート調査は、奈良県全体の地方政治における政治意識の傾向を分析することを目的として、有権者の投票行動について問うものである。個々の議員の政治活動を分析することを目的とはしておらず、調査、分析し、公表することはない。

(ウ)の主張について、個々の議員の政治活動についての質問は設定されておらず、質問内容が議員に対する政治介入とは解されない。

オ 首長と議会是对等な機関であるのにもかかわらず、知事が議員の政治活動を評価するとなると、憲法第92条及び第93条第2項、法第17条並びに奈良県議会基本条例第13条に抵触するという主張に対する監査対象部局の説明

本件アンケート調査は、地方政治を研究する手法の一つとして、県民の投票

行動、政治意識等を分析し、奈良県域における特性を明らかにし、奈良県の投票率の向上をはじめとした奈良県の地方政治の活性化につなげるために実施するものであり、知事が議員の政治活動を評価するものではない。

カ 議会は補正予算で投票行動分析を通じた地方政治研究事業1,500万円を承認したが、政治意識調査の内容の違法性までも承認したものではないという主張、また、令和元年6月定例議会提出予定議案の通過時の内容と現行の事業内容が異なり、議会をないがしろにしたものであるという主張に対する監査対象部局の説明

請求人は、令和元年6月定例議会提出予定議案の事業内容と現行の事業内容が異なっていると主張しているが、異なっていないと認識している。

本事業に係る令和元年6月補正予算案では、研究会開催経費とアンケート調査等実施委託料として、計15,000千円を計上している。令和元年6月定例議会において、この補正予算の概要を説明している。

具体の執行は知事の執行権に属することから、執行方法の細かい説明まではしていないが、通常の補正予算計上の手続の範囲内であると考える。

キ 本件事案は奈良県の投票率の向上と奈良県の地方政治の活性化に繋がらず、目的外の支出であるという主張に対する監査対象部局の説明

地方分権が進む中、地方が自らの裁量で行政を進めることができる領域が拡大している一方で、地域差も大きくなっているのが地方分権の現状である。

その地域差が生まれる要因の一つに「地方政治」のあり方が関係しているのではないか、「地方政治」のパフォーマンスを上げると地域の活性化に繋がるのではないか、全国的に見ても非常に悪い状況にある県内市町村の財政の改善にも繋がるのではないかとこの考えのもと、この事業を始めた。

本件アンケート調査は、地方政治を研究する手法の一つとしてアンケート調査を実施し、県民の投票行動、政治意識等を分析することで、県民の政治意識の所在がどこにあるかを確かめ、奈良県の地方政治への県民意識を理論的に整理することで、今後の投票率向上と地域の活性化に繋がる施策の方向性の確認や体系化に役立つ基礎的なデータとすることを目的としている。このような目

的により実施したものであり、公益に資するものである。

第3 監査結果

法第242条第8項の規定により、住民監査請求に基づく監査及び勧告の決定は監査委員の合議によるものとするされている。

監査委員は、本件住民監査請求を受理してから、監査を実施して、協議を重ねてきたが、「請求に理由がない」とする3名の監査委員の意見と「請求に理由がある」とする1名の監査委員の意見に分かれ、意見の一致をみることができず合議が整わなかった。

なお、参考として監査委員の見解を以下に記載する。

1 請求には理由がないとする監査委員の見解

- (1) 請求人が、本件アンケート調査の実施が調査対象者への基本的人権の侵害に当たる旨主張していることについて

地方自治体の業務の実施に当たり、事業の目的に対してどのような手段をとるかということについては、地方自治体は適切な手段となるように可能な限り努力を払う必要がある。本件アンケート調査の質問項目の設定については、いくつかの無関係に見える質問を組み合わせることによって、有権者の意見のパターンや認知の枠組みを発見するという手法を用いており、県として事業の目的に対して適切な手段を採用しているといえると認められる。

また、監査対象部局は、本件アンケート調査では、表紙裏の「よくあるご質問と回答」において、「どうしてもご回答いただけない質問については「言いたくない」とご回答のうえ、次の質問へとお進みください。「言いたくない」ともご回答できない場合は、何も記入せず、次の質問へとお進みください。」と記載し、回答は任意であると説明しており、アンケートの回収方法については、アンケート調査票は無記名とし、返信用封筒にも返信者氏名の記入を求めておらず、さらに、アンケート調査票や返信用封筒への符番はせず、個人を特定できない形でアンケートを実施していると説明している。

県が例年実施している「県民アンケート調査」と比較すると、「県民アンケート調査」では、回答は任意であることを前提とし、無記名として実施しているが、

本件アンケート調査のように、回答に「言いたくない」の選択肢を設けておらず、「「言いたくない」ともご回答できない場合は、何も記入せず、次へとお進みください」等の回答手順の説明をしていない。また、本件アンケート調査の回答率は47.5%であり、「県民アンケート調査」の回答率は令和元年度で45.7%、平成30年度で50.5%という数値であるため、本件アンケート調査の回答率は特異な数値であるとは認められない。さらに、本件アンケート調査において使用された「2019年奈良県内における政治意識調査ご協力のお礼とお知らせ」という葉書の内容は、「県民アンケート調査」で使用されている「県民アンケート調査へのご協力のお礼とお礼」という葉書の内容とほぼ同様であり、特段断りにくい客観的状況を作り出しているとは認められない。

また、選挙人名簿に係る個人情報については「業務完了後、可及的速やかに調査対象者名簿等の個人情報（紙、電子データのすべて）を破棄し、又は消去し、復元できないように処理し、廃棄・消去証明書を提出すること。」、また、回収済みの調査票の取扱いについては「業務完了後、回収済みの調査票等は、委託者の指示に従い適正に処分すること。」と本件委託業務の委託契約の仕様書の中で明記してある。

上記の監査対象部局の説明、「県民アンケート調査」との比較等を踏まえると、本件アンケート調査に当たっては、調査対象者の投票の秘密、思想及び良心の自由等を侵害することにならないように相応の配慮をして、調査対象者に回答を強制しないような回答の選択肢の設定、回答手順の説明等を行い、回答した個人を特定できないようなアンケート調査票の回収方法を採用していると認められることから、請求人が主張する本件アンケート調査の実施が調査対象者の投票の秘密、思想及び良心の自由等を侵しているというおそれは、看過できないほど大きいとはいえないと認められる。

- (2) 請求人が、本件アンケート調査の実施が県議会議員候補者への政治活動の自由に対する侵害に当たる旨及び二元代表制の形骸化に繋がる旨主張していることについて

このことについて、監査対象部局は、本件アンケート調査は、奈良県全体の地方政治における政治意識の傾向を分析することを目的として、有権者の投票行動

について問うものであり、個々の議員の政治活動を分析し公表することはないという説明をし、また、令和元年6月定例議会において、本件アンケート調査の事業について通常の補正予算計上の手続の範囲内で説明を行っているという説明をしており、それらの説明について特段不合理な点は認められない。

また、客観的事実として、令和元年12月16日に議会に提出された「投票行動分析を通じた地方政治研究事業の見直しを求める決議（案）」が賛成少数で否決されており、このことから、議会として本件アンケート調査の事業内容を、明示的ではないものの、承認していると推認できる。

したがって、請求人が主張する今後の調査結果の分析や公表の仕方により選挙候補者の政治活動の自由を侵害するというおそれや二代表制の形骸化に繋がるというおそれは、明白にあるとはいえず、また、差し迫っているとはいえないと認められる。

(3) 結論

したがって、請求人の主張には理由がないと判断する。

2 請求には理由があるとする監査委員の見解

(1) 請求人が、本件アンケート調査の実施が調査対象者への基本的人権の侵害に当たる旨主張していることについて

本件アンケート調査について、「本県の投票率の向上と地方政治の活性化」という事業目的の設定については問題がないと認められる。

しかし、本件アンケート調査の内容には、憲法に規定されている「投票の秘密」に当たる質問項目が一部あり、設問自体が基本的人権の侵害に当たると認められる。本件アンケート調査の質問項目の内容について、監査対象部局は、有識者に設定を依頼していると説明しているが、奈良県として本件アンケート調査を実施した以上、奈良県が責任を負う必要がある。そして、本件アンケート調査を配布し、回答を求める行為は、奈良県の信用や信頼に良くない影響を及ぼすものである。

また、監査対象部局は、本件アンケート調査の回答は任意であり強制はしていないと説明しているが、調査に対して自発的に回答する者もいれば、他方で、奈

良県が実施している調査だからという理由で奈良県を信用して回答したり、「おかしい」と複雑な思いをしながら回答したりする者もいる。県民の全てが、憲法に規定されている「投票の秘密」を日常的に意識していることはなく、質問されても基本的人権に関連したものとは考えないと推測される。

憲法では、基本的人権が尊重されている。その基本的人権の内容である「投票の秘密」に関することを調査対象者に質問し回答を求めることは、いかなる手段であっても許されない。本件アンケート調査は、上記のような内容を含んだものであるため、県が実施することは妥当ではない。

(2) 結論

したがって、請求人の主張には理由があると判断する。